

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県筑紫野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放課後および休校日における保育を必要とする児童に対して、健全な生活・遊技の場を提供するとともに、保育内容の充実および発展を目的とする事業を行い、また、放課後児童クラブの施設・設備の整備と保育内容の向上を行政に働きかけることにより、子ども達の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援し、健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、会員の相互協力に基づき、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 筑紫野市内における放課後児童クラブの運営に関する事業
 - ② 子どもたちが安全で健やかに成長することができるまちづくりの推進に係るイベント開催等の事業
 - ③ 子育て支援に関する、講演会等の企画運営事業並びに地域住民、他団体との交流及び協力事業
 - ④ 子育て支援に係る環境向上のための情報提供、調査研究及び提言に関する事業
 - ⑤ 放課後児童クラブ支援員の育成事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売及びサービスの提供に関する事業
 - ② イベント等の企画運営事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の活動を賛助するため、理事会の承認により入会をした個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に正会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会届を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項により入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、別に総会で定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由がなく、2ヶ月以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、別に定めるところにより退会届を理事長に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上

(2) 監事 2名以上

2 前項の理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員は正会員の中から選任しなければならない。

3 役員の選任に関して必要な事項は、別途理事会で定める規程によるものとする。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理し、事務局を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。但し理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の忠実義務)

第16条 役員は、法令、定款及び規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初に到来する通常総会が終結するまで任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、専属の事務職員を置くことができる。

(支援員)

第22条 この法人の放課後児童クラブに関する事業を行うために、支援員を置く。

第5章 顧問

(顧問)

第23条 本法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本法人の目的達成のために必要な学識経験等のある者のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の目的達成について必要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 第17条（役員の任期）の規定は、顧問について準用する。

第6章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 支援員及び理事会で必要と認めた者は総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 100万円を超える借入金等の義務負担および債権等の権利の放棄等
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事が緊急を要する場合、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、あらかじめ通知した事項以外の事項を決議することができる。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第30条及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（委任状提出がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 前項の議事録を、総会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。なお、監事、指導員および理事会で必要と認めた者は理事会へ出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 諸規則の制定及び改廃

(4) 借入金等の義務負担および債権等の権利の放棄等。(但し100万円を超えるものは除く)

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として年3回開催するものとする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たるものとする。

(定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の場合には、出席理事(次条第2項の理事は除く)の数が前条の定足数を満たす限り、あらかじめ通知した事項以外の事項を決議することができる。

(1) 緊急を要する場合

(2) 出席した理事の過半数の同意がある場合

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

3 前項の議事録を、理事会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(委員会)

第43条 理事会の決議を経て、必要に応じて、業務の執行のために、この法人に各種委員会を設置することができる。

第8章 管理

(決算関係書類の提出)

第44条 理事長は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、活動決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の第45条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第49条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第50条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事業計画及び活動予算の変更のうち、別に規則で定める軽微なものについては、理事会の議決によることができる。

3 理事長は、前項の規定により事業年度中に事業計画又は活動予算を変更したときは、通常総会又は臨時総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第52条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の取扱い)

第54条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の告示

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第12章 細則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	野 上 加 代
副理事長	久 保 小百合
同	植 田 八千代
専務理事	平 田 あつ子
理 事	坂 本 松 子
同	今 村 正 浩
同	金 子 幸 雄
同	山 口 由美子
同	高 橋 美 鈴
同	那 佐 和 代
同	木 崎 夏 紀
同	吉 田 久 子
同	井 上 真 澄
同	今 城 栄 子
同	葭 原 佳 世
同	中 野 律 子
同	采 原 倫 恵
同	阿久根 いづみ
同	山 元 美 紀
同	瀧 本 由 美
同	土 橋 ちなつ
同	田 村 和 恵
同	福 田 政 子
同	淵 野 由 美
監 事	寺 川 敬
同	長 谷 裕 之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月20日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年度会費として1000円を徴収する。

7 この定款は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年11月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 4月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。